

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 7 月 10 日 (金) 号外第 8 2 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則 (69) (会計指導課) . . . . . 3
	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則等の一部を改正する規則 (70) (住宅政策課) . . . . . 27

## ==== 公布された規則のあらまし ====

会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の新設について

## 1 規則の新設理由

平成18年の地方自治法の一部改正により、出納長制度が廃止され、一般職の職員のうちから知事が任命する会計管理者が会計事務をつかさどることとなったことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次の規則について、会計管理者制度への移行に伴う所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県予算規則

イ 職員の職の設置に関する規則

ウ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

エ 知事等の退職手当の支給に関する規則

オ 鳥取県事務処理権限規則

カ 鳥取県公有財産事務取扱規則

キ 鳥取県宿舍管理規則

ク 鳥取県会計規則

ケ 鳥取県物品事務取扱規則

コ 鳥取県債権管理事務取扱規則

サ 鳥取県収入証紙規則

シ 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則

ス 鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則

セ 鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年7月11日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部改正について

## 1 規則の改正理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次の規則の規定について、規則中引用している租税特別措置法の根拠条項を改める。

ア 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則

イ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則

ウ 鳥取県事務処理権限規則

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第69号

会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県予算規則の一部改正)

第1条 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(防災監、文化観光局長、<u>行政監察監及び会計管理者</u>を含む。)、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2) 主管課長 知事部局、議会議務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部において部局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、議会議務局、教育委員会事務局(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第1条の2第3項に規定する本庁をいう。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の課(出納機関を除き、課に相当するものを含む。)の長をいう。</p> <p>第21条 知事は、前3条の規定により繰越しの決定をしたときは、直ちにその旨を<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(歳入の出納の状況等の報告)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(防災監、文化観光局長及び<u>行政監察監</u>を含む。)、<u>会計局長、庶務集中局長</u>、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2) 主管課長 知事部局、<u>会計局、庶務集中局</u>、議会議務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部において部局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、<u>会計局、庶務集中局</u>、議会議務局、教育委員会事務局(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第1条の2第3項に規定する本庁をいう。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の課(出納機関を除き、課に相当するものを含む。)の長をいう。</p> <p>第21条 知事は、前3条の規定により繰越しの決定をしたときは、直ちにその旨を<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(歳入の出納の状況等の報告)</p>

<p>第24条 <u>会計管理者</u>は、各四半期の当初、歳入の収納の状況、歳出の支出の状況、公金の現在高及び公金の運用の状況を知事に報告しなければならない。</p>	<p>第24条 <u>出納長</u>は、各四半期の当初、歳入の収納の状況、歳出の支出の状況、公金の現在高及び公金の運用の状況を知事に報告しなければならない。</p>
--	--

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、<u>会計管理者</u>、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、<u>副出納長</u>、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚</p>

<p>士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
--	--

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる局等及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2) 鳥取県会計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)第6条第1項の規定により置かれる会計局、庶務集中局及び課の長</p> <p>(3)~(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる局等及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2) 鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則(平成21年鳥取県規則第24号)第6条第1項の規定により置かれる会計局、庶務集中局及び課の長</p> <p>(3)~(5) 略</p>

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 知事等の退職手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県規則第74号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。  
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第9条の規定に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当の受給手続）</p> <p>第2条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「受給権者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員又は教育長（以下「知事等」という。）が死亡による退職以外の退職をした場合には、在職中の履歴書、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項の規定による退職所得の受給に関する申告書、地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項の規定による退職所得申告書及び同法第328条の7第1項の規定による退職所得申告書</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">退職手当金額計算書</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">元職名</td> <td style="width: 45%;">知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">退職手当金額</td> <td style="width: 15%;">副知事</td> <td style="width: 10%;">率</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	退職手当金額計算書						元職名	知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長	略				略						退職手当金額	副知事	率	月	円	略	略				略						<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第9条の規定に基づき、知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当の受給手続）</p> <p>第2条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「受給権者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員又は教育長（以下「知事等」という。）が死亡による退職以外の退職をした場合には、在職中の履歴書、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項の規定による退職所得の受給に関する申告書、地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項の規定による退職所得申告書及び同法第328条の7第1項の規定による退職所得申告書</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">退職手当金額計算書</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">元職名</td> <td style="width: 45%;">知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">退職手当金額</td> <td style="width: 15%;">副知事</td> <td style="width: 10%;">率</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"><u>出納長</u></td> <td style="width: 10%;">率</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	退職手当金額計算書						元職名	知事、副知事、 <u>出納長</u> 、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長	略				略						退職手当金額	副知事	率	月	円	略	<u>出納長</u>	率	月	円	略					
退職手当金額計算書																																																																					
元職名	知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長	略																																																																			
略																																																																					
退職手当金額	副知事	率	月	円	略																																																																
	略																																																																				
略																																																																					
退職手当金額計算書																																																																					
元職名	知事、副知事、 <u>出納長</u> 、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長	略																																																																			
略																																																																					
退職手当金額	副知事	率	月	円	略																																																																
	<u>出納長</u>	率	月	円																																																																	
略																																																																					

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第5条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後										改 正 前													
別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 共通事務員に係る事務処理権限										別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 共通事務員に係る事務処理権限													
事 項		事務処理権限の区分								事 項		事務処理権限の区分											
種 類	内 容	知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				知事	内 容	知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者					
			部長	局長	課長	担当職員	副知事	部長	局長	課長				担当職員	副知事	部長	局長	課長	担当職員	副知事	部長	局長	課長
略										略													
三 組織及び人事管理に関する事務										三 組織及び人事管理に関する事務													
2		外国旅行の旅行命令及びその復命の受理 (一) 副知事、部長等（部長若しくはこれに相当する職の職員又は会計管理者をいう。以下三において同じ。）又は総合事務所長に係るもの (二) 略								2		外国旅行の旅行命令及びその復命の受理 (一) 副知事、出納長、部長等（部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下三において同じ。）又は総合事務所長に係るもの (二) 略											
3		内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理 (一) 略 (二) 部長等に係るもの (三)～(五) 略								3		内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理 (一) 略 (二) 出納長又は部長等に係るもの (三)～(五) 略											
略										略													
略										略													
別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 行旅支度課、人権課、地域づくり支援課、くらしの安心局、経済産業課、雇用人材課、産産課、産業課、市環境科、森林・林業課、農林総合研究所及び外産課の別事務員に係る事務処理権限										別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 行旅支度課、人権課、地域づくり支援課、くらしの安心局、経済産業課、雇用人材課、産産課、産業課、市環境科、森林・林業課、農林総合研究所及び外産課の別事務員に係る事務処理権限													
所 属 名 種 類		事 項 内 容		事務処理権限の区分								所 属 名 種 類		事 項 内 容		事務処理権限の区分							
知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長の名称	知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長の名称							
					部長	局長	課長	担当職員	副知事	部長	局長	課長					担当職員	副知事	部長	局長	課長	担当職員	
略										略													
財源確保室	鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和19年鳥取県規則第27号）に基づく知事の権限に属する事務	同規則第42条の規定による公有財産の増減又は現在高に基づいての会計管理者への通知								財源確保室		鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和19年鳥取県規則第27号）に基づく知事の権限に属する事務	同規則第42条の規定による公有財産の増減又は現在高に基づいての出納長への通知										
略										略													
略										略													

（鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正）

第6条 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（公有財産の増減通知）</p> <p>第42条 知事は、毎会計年度における公有財産の増減高及び毎会計年度末における公有財産の現在高を翌年度の6月10日までに公有財産増減通知書（様式第21号）により<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p>	<p>（公有財産の増減通知）</p> <p>第42条 知事は、毎会計年度における公有財産の増減高及び毎会計年度末における公有財産の現在高を翌年度の6月10日までに公有財産増減通知書（様式第21号）により<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p>

（鳥取県宿舍管理規則の一部改正）

第7条 鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居資格等）</p> <p>第5条 宿舍（駐車場を除く。以下この条、次条、第8条から第14条まで及び第16条から第20条までにおいて同じ。）に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>（1）特定宿舍 次に掲げる者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>知事及び副知事</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ 略</p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（宿舍の入居者等の決定）</p> <p>第6条 宿舍に入居を希望する者（<u>知事及び副知事</u>を除く。）は、<u>宿舍入居申込書</u>（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>（入居資格等）</p> <p>第5条 宿舍（駐車場を除く。以下この条、次条、第8条から第14条まで及び第16条から第20条までにおいて同じ。）に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>（1）特定宿舍 次に掲げる者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>知事、副知事及び出納長</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ 略</p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（宿舍の入居者等の決定）</p> <p>第6条 宿舍に入居を希望する者（<u>知事、副知事及び出納長</u>を除く。）は、<u>宿舍入居申込書</u>（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>

（鳥取県会計規則の一部改正）

第8条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条 項	改 正 前	改 正 後



第2条第1号	第1条	第2条
		会計局、庶務集中局
第5条第1項	会計局及び庶務集中局	会計管理者
	会計指導課長	会計局長、会計指導課長
第5条第4項	会計局及び庶務集中局	会計管理者
第5条の2第1項	会計局	会計管理者（庶務集中局を除く。）
第5条の2第2項	地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
	出納長	会計管理者
第5条の3第1項	会計局、庶務集中局	会計管理者
第5条の3第2項	会計局及び庶務集中局	会計管理者
第5条の3第3項	旧法	法
第6条の見出し及び同条	出納長	会計管理者
第6条	旧法	法
第7条	出納長	会計管理者
第16条第3項		
第18条第1項		
第18条の3		
第19条の見出し		
第19条	出納長等	会計管理者等
第21条	出納長	会計管理者
第22条第1項及び第3項		
第23条		
第25条第1項から第3項まで		
第25条の2		
第26条第3項	出納長	会計管理者
第26条の2第1項、第2項、第4項及び第5項		
第27条第8項		
第30条第1号		
第33条		
第37条第1項		
第38条		
第40条の2第1項第1号		
第41条		
第48条		
第52条第1項から第4項まで		
第53条		

第54条		
第55条		
第56条第3項		
第58条		
第59条第1項及び第3項		
第60条		
第61条		
第62条第1項		
第64条		
第65条		
第66条		
第67条第3項		
第78条第2項		
第79条第2項		
第80条第1項		
第81条		
第89条第2項		
第91条第1項及び第3項		
第92条の2第2項		
第93条		
第94条		
第95条		
第97条第1項から第3項まで		
第97条の2		
第98条		
第99条第1項及び第2項		
第101条第2項及び第3項		
第103条第1項及び第2項		
第104条第2項		
第105条		
第107条		
第138条		
第152条		
第153条第1項		
第154条		
第159条		
第160条第1項第1号及び第2号並びに第2項第4号		
第164条		
第167条		
第169条		
第170条		
第172条第6項		
第173条		
第176条第2号及び第3号	副出納長、出納員	出納員
第177条第1項	出納長	会計管理者

別表第1の鳥取県立公文書館の項	副主幹	主幹
別表第2の15の項	出納長	会計管理者
様式第1号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第2号		
様式第4号		
様式第5号		
様式第6号		
様式第7号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
	出納長	会計管理者
様式第8号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第9号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
	出納長	会計管理者
様式第13号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第14号		
様式第14号の2		
様式第15号		
様式第16号		
様式第18号		
様式第19号		
様式第20号		
様式第21号		
様式第22号		
様式第23号		
様式第24号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
	副出納長	会計局長
	会計課長	会計指導課長
様式第25号	出納長	会計管理者
様式第26号		
様式第29号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第32号		
様式第33号		
様式第34号		
様式第35号		
様式第37号		
様式第41号	出納長	会計管理者
様式第42号		
様式第43号		
様式第43号の2		

(鳥取県会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

第9条 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(平成19年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 統轄店は、前項の領収済通知書の送付を受けたときは、別に定めるものを除くほか、領収済通知書を知事及び<u>会計管理者</u>に送付しなければならない。</p> <p>4 ~ 6 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 統轄店は、前項の領収済通知書の送付を受けたときは、別に定めるものを除くほか、領収済通知書を知事及び<u>出納長</u>に送付しなければならない。</p> <p>4 ~ 6 略</p>
---	---

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第10条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(分類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) 性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品又は長期間にわたって保存しようとする物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア~キ 略</p> <p>ク 庶務集中局長(鳥取県会計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)第2条の規定により設置された庶務集中局長をいう。以下同じ。)が特に備品として管理することが必要と認める物品</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、知事部局(会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条</p>	<p>(分類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) 性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品又は長期間にわたって保存しようとする物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア~キ 略</p> <p>ク 庶務集中局長(鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則(平成21年鳥取県規則第24号)第1条の規定により設置された庶務集中局長をいう。以下同じ。)が特に備品として管理することが必要と認める物品</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、知事部局の本庁各課(課に相当するものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生</p>

において同じ。)の本庁各課(課に相当するものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。以下同じ。)、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。以下同じ。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

- 2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして物品の出納及び保管に関する事務の一部を委任させるものとする。

### 3及び4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品(会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。)の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。

### 2 略

(出納の登録)

第11条 会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、物品を管理するための情報処理システムで庶務集中局が所管するもの(以下「物品管理システム」という。)の物品出納簿(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、契約・交付伺書、寄附物品

活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。以下同じ。)、会計局、庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。以下同じ。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

- 2 知事は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、出納長をして物品の出納及び保管に関する事務の一部を委任させるものとする。

### 3及び4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品(出納長、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。)の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計局、庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。

### 2 略

(出納の登録)

第11条 出納長、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、物品を管理するための情報処理システムで庶務集中局が所管するもの(以下「物品管理システム」という。)の物品出納簿(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、契約・交付伺書、寄附物品受納

<p>受納伺書等をもって物品出納簿に代えることができる。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(物品の照合)</p> <p>第14条 <u>会計管理者</u>、出納員、分任出納員、物品出納員又は物品保管主任は、その保管に係る物品を毎年1回以上物品出納簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を検査票に記載しなければならない。ただし、第25条第1項ただし書の規定により貸付期間を延長された貸付物品については、貸付期間中に1回以上照合するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用のための払出し)</p> <p>第15条 <u>会計管理者</u>、出納員、分任出納員又は物品出納員は、所属長に物品を払い出すときは、物品交付通知書によりこれを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(返納)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定により返納された物品については、同項ただし書の場合を除き、これを<u>会計管理者</u>に引き継がなければならない。</p> <p>(保管換え)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第20条第2項の規定により<u>会計管理者</u>に引き継がれた物品の保管換えは、物品保管換請求伺書、物品保管換請求書及び物品交付通知書により行わなければならない。</p> <p>第37条 出納機関の出納員は、取得価格が100万円以上の物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在数を、物品現在数報告書により、出納機関の長を経て翌年度の6月15日までに<u>会計管理者</u>に報告しなければならない。</p> <p>(出納員等の引継ぎ)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 出納員等は、特別の理由により前項の期間内に引き継ぐことができないときは、<u>会計管理者</u>の指示を受けなければならない。</p>	<p>伺書等をもって物品出納簿に代えることができる。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(物品の照合)</p> <p>第14条 <u>出納長</u>、出納員、分任出納員、物品出納員又は物品保管主任は、その保管に係る物品を毎年1回以上物品出納簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を検査票に記載しなければならない。ただし、第25条第1項ただし書の規定により貸付期間を延長された貸付物品については、貸付期間中に1回以上照合するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用のための払出し)</p> <p>第15条 <u>出納長</u>、出納員、分任出納員又は物品出納員は、所属長に物品を払い出すときは、物品交付通知書によりこれを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(返納)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定により返納された物品については、同項ただし書の場合を除き、これを<u>出納長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>(保管換え)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第20条第2項の規定により<u>出納長</u>に引き継がれた物品の保管換えは、物品保管換請求伺書、物品保管換請求書及び物品交付通知書により行わなければならない。</p> <p>第37条 出納機関の出納員は、取得価格が100万円以上の物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在数を、物品現在数報告書により、出納機関の長を経て翌年度の6月15日までに<u>出納長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(出納員等の引継ぎ)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 出納員等は、特別の理由により前項の期間内に引き継ぐことができないときは、<u>出納長</u>の指示を受けなければならない。</p>
---	---

(鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第11条 鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条項	改正前	改正後
第10条	出納長	会計管理者
第11条		
第12条第3項		
第13条第3項		

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

第12条 鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条項	改正前	改正後
第9条第1項	出納長	会計管理者
第10条第2項及び第3項		
第14条第2項		
様式第5号		
様式第5号の2		
様式第6号		
様式第6号の2		
様式第8号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第8号の2		
様式第16号	出納長	会計管理者
様式第17号		

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

第13条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 知事、副知事、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるも</p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 知事、副知事、<u>出納長</u>、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に</p>

<p>のに係る支払に関する事務</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 知事部局の本庁各課（課に相当するものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。）、議会事務局、教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。）、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下この号において「本庁各課等」という。）において鳥取県会計規則第38条の2第3項の規定により支出負担行為兼支出仕訳書により支払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務</p>	<p>定めるものに係る支払に関する事務</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 知事部局の本庁各課（課に相当するものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。）、<u>会計局、庶務集中局</u>、議会事務局、教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。）、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下この号において「本庁各課等」という。）において鳥取県会計規則第38条の2第3項の規定により支出負担行為兼支出仕訳書により支払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務</p>
--	---

（鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則の一部改正）

第14条 鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則（平成21年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県会計管理者組織規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この規則は、会計管理者を構成する局、課及び内部組織の設置、所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(局、課及び内部組織の設置)</u></p>	<p><u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 出納長の権限に属する事務を処理し、及び知事の権限に属する事務の一部を分掌させるため、会計局及び庶務集中局を置く。</u></p> <p><u>(課及び内部組織の設置)</u></p>



第2条 会計管理者に、次の表の左欄に掲げる局及び  
課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる  
担当等を置く。

局及び課	内部組織
略	

(会計局の各課の所掌事務)

第3条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとす  
る。

会計指導課

(1)~(3) 略

(4) 現金( 会計管理者が直接収納したものを除く。)及び財産(基金に属する動産を除く。)の記録管理に関する事

(5)~(10) 略

(11) 地方自治法(平成22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関する事

(12) 会計管理者の秘書に関する事

(13)~(15) 略

審査出納課

(1)及び(2) 略

(3) 現金( 会計管理者が直接収納したものに限る。)の記録管理に関する事

(4) 法第232条の4第2項の規定による支出負担行為の確認に関する事

(5) 略

(内部組織の所掌事務)

第5条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、局の長及び会計管理者(当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事)に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 略

第2条 次の表の左欄に掲げる局に、同表中欄に掲  
る課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲  
げる担当等を置く。

局	課	内部組織
略		

(会計局の各課の所掌事務)

第3条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとす  
る。

会計指導課

(1)~(3) 略

(4) 現金( 出納長が直接収納したものを除く。)及び財産(基金に属する動産を除く。)の記録管理に関する事

(5)~(10) 略

(11) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。)第243条の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関する事

(12) 出納長の秘書に関する事

(13)~(15) 略

審査出納課

(1)及び(2) 略

(3) 現金( 出納長が直接収納したものに限る。)の記録管理に関する事

(4) 旧法第232条の4第2項の規定による支出負担行為の確認に関する事

(5) 略

(内部組織の所掌事務)

第5条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、局の長及び出納長(当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事)に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 略

(鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則の一部改正)

第15条 鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県会計管理者等事務決裁規則</u></p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>会計管理者</u>において処理する事務並びに出納機関の出納員及び旅費出納員の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）専決 常時知事、<u>会計管理者</u>又は出納機関の出納員に代わって知事、<u>会計管理者</u>又は出納機関の出納員の名において決裁することをいう。 （3）略 （4）委任決裁 知事又は<u>会計管理者</u>の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事又は<u>会計管理者</u>に代わって自己の名において決裁することをいう。 （5）略 （6）正当決裁権者 知事、<u>会計管理者</u>、出納機関の出納員、旅費出納員、専決権者又は委任決裁権者をいう。 （7）～（9）略 （10）局長 <u>鳥取県会計管理者組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条の規定により設置された会計局又は庶務集中局の長をいう。 （11）課長 <u>鳥取県会計管理者組織規則</u>第2条の規定により設置された会計指導課、審査出納課又は集中業務課の長をいう。 （12）室長 <u>鳥取県会計管理者組織規則</u>第2条の規定により設置された物品・契約室の長をいう。 （13）及び（14）略</p> <p>（知事の権限に属する事務の委任等） 第3条 知事は、次に掲げる事務を<u>会計管理者</u>に委任す</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則</u></p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>会計局及び庶務集中局</u>において処理する事務並びに出納機関の出納員及び旅費出納員の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）専決 常時知事、<u>出納長</u>又は出納機関の出納員に代わって知事、<u>出納長</u>又は出納機関の出納員の名において決裁することをいう。 （3）略 （4）委任決裁 知事又は<u>出納長</u>の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事又は<u>出納長</u>に代わって自己の名において決裁することをいう。 （5）略 （6）正当決裁権者 知事、<u>出納長</u>、出納機関の出納員、旅費出納員、専決権者又は委任決裁権者をいう。 （7）～（9）略 （10）局長 <u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第1条の規定により設置された会計局又は庶務集中局の長をいう。 （11）課長 <u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u>第2条の規定により設置された会計指導課、審査出納課又は集中業務課の長をいう。 （12）室長 <u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u>第2条の規定により設置された物品・契約室の長をいう。 （13）及び（14）略</p> <p>（知事の権限に属する事務の委任等） 第3条 知事は、次に掲げる事務を<u>出納長</u>に委任す</p>

<p>する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務は、<u>会計管理者の決裁事項</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事の権限に属する事務についての<u>会計管理者、局長、課長並びに会計担当職員及び集中化業務決裁職員</u>（それぞれの課の職員のうち課長があらかじめ定める室長、課長補佐、主幹及び副主幹並びにこれらに相当する職にあるものをいう。以下同じ。）の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第4条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、<u>同条第1項ただし書中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 知事の権限に属する事務についての<u>会計管理者、局長、課長の委任決裁事項</u>は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第6条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「<u>会計管理者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（<u>会計管理者の決裁事項等</u>）</p> <p>第4条 <u>会計管理者の決裁事項</u>は、別表第2の事務処理権限の区分の<u>会計管理者</u>の欄に 印により定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>会計管理者</u>の権限に属する事務についての<u>局長、課長及び会計員の専決事項</u>は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>局長、課長及び出納機関の出納員の委任決裁事項</u>は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に 印により定めるとおりとする。</p> <p>（代決）</p>	<p>る。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務は、<u>出納長の決裁事項</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事の権限に属する事務についての<u>会計局長、庶務集中局長、課長並びに会計担当職員及び集中化業務決裁職員</u>（それぞれの課の職員のうち課長があらかじめ定める室長、課長補佐、主幹及び副主幹及びこれらに相当する職にあるものをいう。以下同じ。）の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第4条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「<u>局長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 知事の権限に属する事務についての<u>会計局長、庶務集中局長、課長の委任決裁事項</u>は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第6条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「<u>局長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（<u>出納長の決裁事項等</u>）</p> <p>第4条 <u>出納長の決裁事項</u>は、別表第2の事務処理権限の区分の<u>出納長</u>の欄に 印により定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>出納長</u>の権限に属する事務についての<u>会計局長、庶務集中局長、課長及び会計員の専決事項</u>は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>会計局長、庶務集中局長、課長及び出納機関の出納員の委任決裁事項</u>は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に 印により定めるとおりとする。</p> <p>（代決）</p>
---	---

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
知事	副知事	会計管理者
会計管理者	主務局長	主務課長
略		
課長	略	
	(2) 会計管理者の権限に属する事務	
	略	
略		

2 略

(会計管理者の事務を代理する職員)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員は、会計局長(会計局長に事故があるときは、会計局会計指導課長)とする。

別表第2(第4条関係)

所 属 名	事 項 内 容	事務処理権限の区分						出納権限の名称
		会計 管理 者	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者		出 納 権 限 の 社 納 員		
種類		局長	課長	会計員	局長	課長	出納権限の社納員	
会計指導課	1 法第170条第2項第1号に掲げる現金の出納(基金に属する現金に係るものに限る。)及び保管(歳計現金及び歳入歳出外現金の金庫保管への預金の方法によるもの並びに基金に属する現金に係るものに限る。)							
	2 法第170条第2項第3号に掲げる有							

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
知事	副知事	主務局長
出納長	副出納長	主務局長
略		
課長	略	
	(2) 出納長の権限に属する事務	
	略	
略		

2 略

(出納長の職務を代理する上席の出納員)

第8条 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。)第170条第6項の上席の出納員は、会計局に置かれた出納員のうちあらかじめ出納長が指定した出納員とする。

別表第2(第4条関係)

所 属 名	事 項 内 容	事務処理権限の区分						出納権限の名称
		出納 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者		出 納 権 限 の 社 納 員		
種類		局長	課長	会計員	局長	課長	出納権限の社納員	
会計指導課	1 旧法第170条第2項第1号に掲げる現金の出納(基金に属する現金に係るものに限る。)及び保管(歳計現金及び歳入歳出外現金の金庫保管への預金の方法によるもの並びに基金に属する現金に係るものに限る。)							
	2 旧法第170条第2項第3号に掲げる							

	<p>有価証券（公有財産又は基金に属するものに限る。）の出納及び保管</p> <p>3 法第170条第2項第4号に掲げる物品（収入証紙に限る。）の出納及び保管</p> <p>4 法第170条第2項第5号に掲げる現金（会計管理者が直接収納したものを除く。）及び財産（基金に属する動産を除く。）の記録管理</p> <p>5 法第170条第2項第7号に掲げる決算の編製</p>																			
二 地方自治法施行令に基づく会計管理者の権限に属する事務	略																			
三 鳥取県会計規則に基づく会計管理者の権限に属する事務	略																			
四 その他の会計管理者の権限に属する事務	略																			
	<p>4 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は留足                      (一) 会計管理者の名において処理することが適当であるもの                      (1)～(3) 略                      (二) 略</p>																			
	略																			
審査出納課	<p>1 法第170条第2項第1号に掲げる現金の出納及び保管（会計指導課の所掌事務に属するものを除く。）</p> <p>2 法第170条第2項第2号に掲げる小切手の振出し</p> <p>3 法第170条第2項第3号に掲げる有価証券（公有財産又は基金に属するものを除く。）の出納及び保管</p> <p>4 法第232条の4第2項の規定による支出負担行為に関する確認                      (一)～(三) 略</p>																			
二 鳥取県会計規則に基づく会計管理者の権限に属する事務	略																			
	<p>有価証券（公有財産又は基金に属するものに限る。）の出納及び保管</p> <p>3 日法第170条第2項第4号に掲げる物品（収入証紙に限る。）の出納及び保管</p> <p>4 日法第170条第2項第5号に掲げる現金（出納長が直接収納したものを除く。）及び財産（基金に属する動産を除く。）の記録管理</p> <p>5 日法第170条第2項第7号に掲げる決算の編製</p>																			
二 地方自治法施行令に基づく出納長の権限に属する事務	略																			
三 鳥取県会計規則に基づく出納長の権限に属する事務	略																			
四 その他の出納長の権限に属する事務	略																			
	<p>4 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は留足                      (一) 出納長の名において処理することが適当であるもの                      (1)～(3) 略                      (二) 略</p>																			
	略																			
審査出納課	<p>1 日法第170条第2項第1号に掲げる現金の出納及び保管（会計指導課の所掌事務に属するものを除く。）</p> <p>2 日法第170条第2項第2号に掲げる小切手の振出し</p> <p>3 日法第170条第2項第3号に掲げる有価証券（公有財産又は基金に属するものを除く。）の出納及び保管</p> <p>4 日法第232条の4第2項の規定による支出負担行為に関する確認                      (一)～(三) 略</p>																			
二 鳥取県会計規則に基づく出納長の権限に属する事務	略																			

三	その他の 益1管理 者の権限に属 する事務	略																		
集 中 業 務 課	一 法に基づ く益1管理 者の権限に 属する事務	1 法第70条第2項 第4号に掲げる物 品（基金に属する 動産を含み、収入 証紙を除く。）の 出納及び保管（使 用中の物品に係る 保管を除く。）  （一）～（三） 略																		
三	その他の 出納長の権 限に属する 事務	略																		
集 中 業 務 課	一 旧法に基づ く出納長 の権限に属 する事務	1 旧法第70条第2 項第4号に掲げる 物品（基金に属す る動産を含み、収 入証紙を除く。） の出納及び保管 （使用中の物品に 係る保管を除く。）  （一）～（三） 略																		

第16条 鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分								地方機関 の長の名 称			
	種 類	内 容	知 事	専決権者				委任決裁権者						
				会 計 管 理 者	局 長	課 長	会 計 担 当 職 員	集 中 化 業 務 決 裁 職 員	会 計 管 理 者	局 長		課 長	地 方 機 関 の 長	
共 通	人事管理に関 する事務	所属職員の内部組織の所属への決定 （課長、課長補佐、室長及び室長補佐 に係るものを除く。）												
会 計 指 導	一 法に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 法第171条第2項の規定による出 納員その他の会計職員の任命		○										
課	二 地方自治 法 施行 令 （昭和22年 政 令 第 16 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同令第168条第1項の規定による 指定金融機関の指定  2 同令第168条第3項又は第4項の 規定による指定代理金融機関又は収 納代理金融機関の指定  3 同令第168条第7項の規定による 指定代理金融機関若しくは収納代理 金融機関の指定又はその取消しにつ いての指定金融機関からの意見の聴 取	○											
	三 鳥取県収 入証紙条例 （昭和39年 鳥取県条例 第9号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第5条第3項の規定による 証紙の小売りさばき人の指定  2 同条例第7条第1項ただし書の規 定による証紙の返還に基づく現金の 還付又は他の証紙との交換の認定 （一） 現金の還付の認定 （1） 一般購入者への還付 ア 中部総合事務所、西部総合		○										
													○	中部総合

		事務所又は日野総合事務所に おいて現金還付請求書を受理 したもの																	事 務 所 長、西部 総合事務 所長、日 野総合事 務所長	
		イ ア以外のもの (2) 小売りさばき人への還付 (二) 他の証紙との交換の認定																	○ ○ ○	
四	鳥取県会 計規則に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第5条の3第4項の規定に よる分任出納員等の任免の報告の受 理																	○	
		2 同規則第74条第2項の規定による 出納機関の隔地にある事務所への資 金の交付の承認																		○
		3 同規則第163条の規定による会計 検査（物品に係るものを除く。）の 実施																		○
集 中 業 務 課	一 地方自治 法施行令に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同令第160条の2第1項第2号に 掲げる経費の債務が確定する前に包 括的に行う支出負担行為及び支出命 令																	○	
		2 同令第160条の2第1項第2号に 掲げる経費、集中化事務（鳥取県用 品調達等集中管理事業特別会計で取 り扱う用品等の範囲を定める規則 （昭和39年鳥取県規則第18号）第2 条第5号から第8号まで及び第10号 に掲げる事務（知事部局本庁各課 （行財政改革局自治研修所、衛生環 境研究所、くらしの安心局消費生活 センター、農業大学校及び農林総合 研究所を除く。）又は労働委員会事 務局の兼務職員として行う事務に限 る。以下同じ。）をいう。以下同 じ。）及び物品（知事が別に定める ものを除く。3及び六の1において 同じ。）に係る歳入金の調定 (一) 物品に係るもの (1) 1件500万円以上のもの (2) 1件500万円未満のもの (二) (一)以外のもの																		○ ○ ○
		3 同令第160条の2第1項第2号に 掲げる経費、集中化事務及び物品に 係る戻入金の調定及び歳入戻出金の																		

	支出命令																			
	4 同令第167条の5第1項の規定による一般競争入札（建設工事、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定				○															
	5 同令第167条の11第2項の規定による指名競争入札（建設工事、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定				○															
	6 同令第168条の7第2項の規定による歳入歳出外現金の出納の通知（所得税及び社会保険料に係るものに限る。）				○															
二 人事管理に関する事務	1 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの （一） 給与の支出命令及び当該支出に伴う法定控除 （二） 給与に関する証明及び報告				○															
	2 知事部局及び労働委員会事務局に所属する職員の児童手当の受給資格及びその額の認定				○															
三 鳥取県会計規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第163条の規定による会計検査（物品に係るものに限る。）の実施				○															
四 鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第26条の規定による物品（出納機関が保管し、又は使用するものを除く。）の分類換え				○															
	2 同規則第30条第1項の規定による物品の不用の決定 （一） 1点の取得価格が200万円以上又は見積価格が50万円以上のもの （二） （一）以外のもの				○															
	3 同規則第30条第2項の規定による不用品の売払い又は廃棄 （一） 1点の取得価格が200万円以上又は見積価格が50万円以上のもの （二） （一）以外のもの				○															



	4 同規則第30条第4項の規定による 不用品の処分の承認			○								
	5 同規則第32条第1項の規定による 生産品を試験、研究等の目的以外に 使用する場合の承認			○								
	6 同規則第34条第3項の規定による 物品の交換の承認			○								
	7 同規則第35条第2項の規定による 物品の譲与又は減額譲渡の承認			○								
五 鳥取県用 品調達等集 中管理事業 特別会計で 取り扱う用 品等の範囲 を定める規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同規則第1条第1項に規定する用 品（以下「用品」という。）の交付 単価の決定			○								
六 その他の 知事の権限 に属する事 務	1 集中化事務及び物品に係る支出負 担行為 (一) 物品に係るもの (1) 1件2,000万円以上のもの (2) 1件100万円以上2,000万円 未満のもの (3) 1件100万円未満のもの (二) (一)以外のもの (1) 1件2,000万円以上のもの (2) 1件2,000万円未満のもの			○		○						
	2 集中化事務及び用品に係る支出命 令 (一) 用品に係るもの (1) 1件1,000万円以上のもの (2) 1件100万円以上1,000万円 未満のもの (3) 1件100万円未満のもの (二) (一)以外のもの (1) 1件1,000万円以上のもの (2) 1件1,000万円未満のもの ア イ以外のもの イ 1件20万円未満のもの（鳥 取県用品調達等集中管理事業 特別会計で取り扱う用品等の 範囲を定める規則第2条第10			○		○						

	号に係る事務を行う場合に限る。)										
	3 知事部局本庁（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、くらしの安心局消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所を除く。）及び労働委員会事務局における委託、役務及び賃借契約（予定価格が20万円以上のものに限る。）に係る競争入札（総合評価方式によるものを除く。）の執行又は随意契約（2人以上の者から見積書を徴するもの限り、プロポーザル方式によるものを除く。）による場合の見積書の徴取 (一) 1件2,000万円以上のもの (二) 1件2,000万円未満のもの										

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月11日から施行する。

（知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日前に退職した出納長に対する退職手当については、なお従前の例による。

（鳥取県会計規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第8条の規定による改正前の鳥取県会計規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、第8条の規定による改正後の鳥取県会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新会計規則に定める様式として使用することができる。

（鳥取県収入証紙規則の一部改正に伴う経過措置）

4 第12条の規定による改正前の鳥取県収入証紙規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、第12条の規定による改正後の鳥取県収入証紙規則（以下「新収入証紙規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新収入証紙規則に定める様式として使用することができる。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第70号**

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部を改正する規則

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

第1条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八</u>及び第63条第3項第5号イの規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第14号八の規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第4号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号(第2条、第9条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八</u>、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八</u>及び第63条第3項第5号イの規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第15号八の規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第4号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号(第2条、第9条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八</u>、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </div>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">職 氏 名 様</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郵便番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者 住所</td> <td style="border: 1px solid black;">証紙はり付 け欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名 印</td> <td style="border: 1px solid black;">(消印は、し ないこと。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">優良宅地証明申請書</p> <p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、 年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)</p> <p>備考 略</p>	職 氏 名 様		郵便番号		申請者 住所	証紙はり付 け欄	氏名 印	(消印は、し ないこと。)	(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)		略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">職 氏 名 様</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郵便番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者 住所</td> <td style="border: 1px solid black;">証紙はり付 け欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名 印</td> <td style="border: 1px solid black;">(消印は、し ないこと。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">優良宅地証明申請書</p> <p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、 年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)</p> <p>備考 略</p>	職 氏 名 様		郵便番号		申請者 住所	証紙はり付 け欄	氏名 印	(消印は、し ないこと。)	(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)		略	
職 氏 名 様																									
郵便番号																									
申請者 住所	証紙はり付 け欄																								
氏名 印	(消印は、し ないこと。)																								
(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)																									
略																									
職 氏 名 様																									
郵便番号																									
申請者 住所	証紙はり付 け欄																								
氏名 印	(消印は、し ないこと。)																								
(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)																									
略																									

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

第2条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号二</u>、<u>第62条の3第4項第15号二</u>及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号二</u>、<u>第62条の3第4項第16号二</u>及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を</p>

定めるものとする。

( 認定の申請の手続 )

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（別記様式）を知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。）に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であつて、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

2 略

別記様式（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 <u>第31条の2第2項第15号二</u> 第62条の3第4項第15号二 第63条第3項第6号	証 紙 は り 付 け 欄 （ 消 印 は 、 し な い こ と 。）
年 月 日		
職 氏 名 様	郵便番号	消 印 は 、 し な い こ と 。）
申請者	住所	
	氏名 <span style="float: right;">印</span>	
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
略		

備考 1～3 略

4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づくものでない場合に

定めるものとする。

( 認定の申請の手続 )

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（別記様式）を知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第16号二の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。）に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であつて、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

2 略

別記様式（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 <u>第31条の2第2項第16号二</u> 第62条の3第4項第16号二 第63条第3項第6号	証 紙 は り 付 け 欄 （ 消 印 は 、 し な い こ と 。）
年 月 日		
職 氏 名 様	郵便番号	消 印 は 、 し な い こ と 。）
申請者	住所	
	氏名 <span style="float: right;">印</span>	
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
略		

備考 1～3 略

4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づくものでない場合に

は、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。

5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。

7及び8 略

別紙1及び別紙2 略

は、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。

5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。

7及び8 略

別紙1及び別紙2 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第3条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後										改正前																		
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)																		
行政改革推進局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済産業部、雇用人材総室、産業振興総室、市町村部、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事業に係る事務処理権限										行政改革推進局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済産業部、雇用人材総室、産業振興総室、市町村部、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事業に係る事務処理権限																		
所 属 名	事 項 類 別	内 容	事務処理権限の区分						地 方 機 関 の 長 の 名 称	所 属 名	事 項 類 別	内 容	事務処理権限の区分						地 方 機 関 の 長 の 名 称									
			専 決 権 者			委 任 決 権 者							専 決 権 者			委 任 決 権 者												
			知事	部長	局長	課長	地方 機関 の 長	課長	局長	課長	地方 機関 の 長	知事																
略										略																		
住宅政策課										住宅政策課																		
	九	租税特別措置法(昭和22年法律第26号)に基づく知事	1	同法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第26条の3第4項第14号									1	同法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第26条の3第4項第15号														

の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	八又は第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の認定																				
	2 同法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第32条の3第4項第15号二又は第33条第3項第6号の規定による優良な住宅の認定																				
	3 略																				
十一-二十五 略																					
略																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。